



山形県公報

平成26年2月28日(金)

号 外(2)

目 次

条 例

- 山形県地域経済活性化基金条例…………… (財 政 課) … 3
- 山形県手数料条例の一部を改正する条例…………… (同) …同
- 山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例…………… (市 町 村 課) … 4
- 山形県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例…………… (くらし安心課) …同
- 山形県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例…………… (健康福祉企画課) …同
- やまがた県産酒による乾杯を推進する条例…………… (商業・まちづくり振興課) …同
- 山形県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例…………… (雇用対策課) … 5
- 山形県農業構造改革推進基金条例…………… (農政企画課) …同
- 山形県港湾施設管理条例の一部を改正する条例…………… (空港港湾課) … 6

この号で公布された条例のあらまし

- ◇ 山形県地域経済活性化基金条例 (県条例第1号) (財政課)
 - 1 地域経済の活性化に資する事業を実施するため、山形県地域経済活性化基金(以下「基金」という。)を設置することとした。(第1条関係)
 - 2 基金として積み立てる額は、予算で定める額とすることとした。(第2条関係)
 - 3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととし、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入することとした。(第3条及び第4条関係)
 - 4 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。(第5条関係)
 - 5 基金は、1に掲げる事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができることとした。(第6条関係)
 - 6 この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失うこととした。(附則第2項関係)
- ◇ 山形県手数料条例の一部を改正する条例 (県条例第2号) (財政課)
 - 1 旅券法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
 - 2 この条例は、平成26年3月20日から施行することとした。
- ◇ 山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第3号) (市町村課)
 - 1 旅券法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
 - 2 この条例は、平成26年3月20日から施行することとした。
- ◇ 山形県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例 (県条例第4号) (くらし安心課)

山形県消費者行政活性化基金の設置期間を平成27年12月31日まで延長することとした。
- ◇ 山形県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例 (県条例第5号) (健康福祉

企画課)

山形県地域自殺対策緊急強化基金の設置期間を平成27年3月31日まで延長することとした。

- ◇ やまがた県産酒による乾杯を推進する条例 (県条例第6号) (商業・まちづくり振興課)
 - 1 この条例は、本県で製造される日本酒、ワインその他の酒類(以下「県産酒」という。)による乾杯の習慣を広めることにより、県産酒の普及を通じた本県の文化の継承に寄与することを目的とすることとした。(第1条関係)
 - 2 県は、県産酒による乾杯を推進し、本県の誇るべき県産酒の文化を県内外に情報発信することとした。(第2条関係)
 - 3 県産酒を製造し、販売し、又は提供する事業者(以下「事業者」という。)は、県産酒による乾杯を推進するために主体的に取り組むとともに、県及び他の事業者と相互に協力するよう努めることとした。(第3条関係)
 - 4 県民は、県産酒が本県の誇るべき文化であることを理解した上で、県及び事業者が行う県産酒による乾杯の推進に関する取組に協力するよう努めることとした。(第4条関係)
 - 5 県、事業者及び県民は、この条例の実施に当たっては、個人の嗜好及び意思を尊重することとした。(第5条関係)
- ◇ 山形県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例 (県条例第7号) (雇用対策課)
 - 1 題名を山形県緊急雇用創出事業等臨時特例基金条例に改めることとした。(題名関係)
 - 2 山形県緊急雇用創出事業臨時特例基金の設置目的を追加するとともに、その設置期間を平成28年3月31日まで延長することとした。(第1条及び附則第2項関係)
- ◇ 山形県農業構造改革推進基金条例 (県条例第8号) (農政企画課)
 - 1 農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、新たに農業を営もうとする者の農業への参入の促進等を図るための事業その他の農業の構造改革の推進に資する事業を実施するため、山形県農業構造改革推進基金(以下「基金」という。)を設置することとした。(第1条関係)
 - 2 基金として積み立てる額は、予算で定める額とすることとした。(第2条関係)
 - 3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととし、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入することとした。(第3条及び第4条関係)
 - 4 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。(第5条関係)
 - 5 基金は、1に掲げる事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができることとした。(第6条関係)
- ◇ 山形県港湾施設管理条例の一部を改正する条例 (県条例第9号) (空港港湾課)
 - 1 港湾施設の使用料の額を改定することとした。
 - 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

条 例

山形県地域経済活性化基金条例をここに公布する。

平成26年 2月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第 1 号

山形県地域経済活性化基金条例

(設置)

第 1 条 地域経済の活性化に資する事業を実施するため、山形県地域経済活性化基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成27年 3月31日限り、その効力を失う。

山形県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 2月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第 2 号

山形県手数料条例の一部を改正する条例

山形県手数料条例（平成12年 3月県条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条 第 1 項第81号及び第82号を次のように改める。

(81)及び(82) 削除

別表中「、一般旅券記載事項訂正手数料」を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成26年 3月20日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にされた旅券法の一部を改正する法律（平成25年法律第69号）による改正前の旅券法（昭和26年法律第267号）第10条第 1 項ただし書の規定による一般旅券の記載事項

の訂正の申請に係る一般旅券記載事項訂正手数料については、なお従前の例による。

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年2月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第3号

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山形県事務処理の特例に関する条例(平成11年12月県条例第36号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表第13項事務の欄中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成26年3月20日から施行する。

山形県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年2月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第4号

山形県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

山形県消費者行政活性化基金条例(平成21年2月県条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成26年12月31日」を「平成27年12月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年2月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第5号

山形県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

山形県地域自殺対策緊急強化基金条例(平成21年7月県条例第55号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成26年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

やまがた県産酒による乾杯を推進する条例をここに公布する。

平成26年2月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第6号

やまがた県産酒による乾杯を推進する条例

本県には、酒蔵が広く分布しており、人々が酒造に参画してきた歴史的背景もあって、日本酒は本県の文化として息づいている。酒造に適した米の育種の歴史と品種は他の都道府県に誇るべきところであり、県及び酒造に参画してきた人々が協働して吟醸をはじめとする酒造の伝統を堅持し、世界に誇るべき高品質の日本酒を造り上げてきた。また、県産ぶどうを使用したワイン醸造の水準も高く、日本酒、ワイン等は、県の情報発信や経済振興に大きく寄与してきた。このようなことから、本県で製造される日本酒、ワイン等による乾杯の習慣を広め、本県の誇るべき文化を後世に残すため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、本県で製造される日本酒、ワインその他の酒類(以下「県産酒」という。)による乾杯の習慣を広めることにより、県産酒の普及を通じた本県の文化の継承に寄与することを目的とする。

(県の役割)

第2条 県は、県産酒による乾杯を推進し、本県の誇るべき県産酒の文化を県内外に情報発信するものとする。

(事業者の役割)

第3条 県産酒を製造し、販売し、又は提供する事業者(以下「事業者」という。)は、県産酒による乾杯を推進するために主体的に取り組むとともに、県及び他の事業者と相互に協力するよう努めるものとする。

(県民の協力)

第4条 県民は、県産酒が本県の誇るべき文化であることを理解した上で、県及び事業者が行う県産酒による乾杯の推進に関する取組に協力するよう努めるものとする。

(個人の嗜好及び意思の尊重)

第5条 県、事業者及び県民は、この条例の実施に当たっては、個人の嗜好及び意思を尊重するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年2月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第7号

山形県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

山形県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例(平成21年2月県条例第10号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山形県緊急雇用創出事業等臨時特例基金条例

第1条中「を図るため、山形県緊急雇用創出事業臨時特例基金」を「並びに労働者の処遇の改善を図るため、山形県緊急雇用創出事業等臨時特例基金」に改める。

第6条中「を図る」を「並びに労働者の処遇の改善を図る」に改める。

附則第2項中「平成27年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県農業構造改革推進基金条例をここに公布する。

平成26年2月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第8号

山形県農業構造改革推進基金条例

(設置)

第1条 農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、新たに農業を営もうとする者の農業への参入の促進等を図るための事業その他の農業の構造改革の推進に資する事業を実施するため、山形県農業構造改革推進基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年2月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第9号

山形県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

山形県港湾施設管理条例(昭和51年3月県条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表第1号イ酒田北港緑地、第1酒田プレジャーボートスポット、第2酒田プレジャーボートスポット、加茂港緑地及び鼠ヶ関マリーナ以外の港湾施設の項の表物揚場の項中「4,400円」を岸壁船揚場

「4,520円」に、「2,200円」を「2,260円」に、

164円	87円	87円
330円	164円	164円

を

168円	89円	89円
339円	168円	168円

に、「495円」を「509円」に、「251円」を「258円」

に、「4円95銭」を「5円9銭」に、「2円47銭」を「2円54銭」に、「6円60銭」を「6円80銭」に、「3円30銭」を「3円40銭」に、「1円64銭」を「1円69銭」に、

外航船舶以 外の船舶等 164円	外航船舶以 外の船舶等 87円	外航船舶以 外の船舶等 87円
------------------------	-----------------------	-----------------------

を

外航船舶以 外の船舶等 169円	外航船舶以 外の船舶等 90円	外航船舶以 外の船舶等 90円
------------------------	-----------------------	-----------------------

に、

外航船舶以 外の船舶等 330円	外航船舶以 外の船舶等 164円	外航船舶以 外の船舶等 164円
------------------------	------------------------	------------------------

を

外航船舶以 外の船舶等 340円	外航船舶以 外の船舶等 169円	外航船舶以 外の船舶等 169円
------------------------	------------------------	------------------------

に、

「541円」を「556円」に、「450円」を「462円」に、「11,010円」を「11,340円」に、「5,500円」を「5,670円」に改め、同表^{係船浮標}_{係船くい}の項中「1円10銭」を「1円13銭」に、「54銭」を「56銭」に改め、同表公共臨港線の項中「3円61銭」を「3円71銭」に改め、同表軌道走行式荷役機械の項中「2,552円」を「2,624円」に改め、同表移動式荷役機械の項中「3,160円」を「3,250円」に改め、同表ふ頭荷さばき地の項中「11円55銭」を「11円88銭」に、「5円76銭」を「5円92銭」に、「23円10銭」を「23円76銭」に、「98円」を「100円」に改め、同表木材荷さばき地の項中「1,010円」を「1,030円」に改め、同表上屋の項中「13円85銭」を「14円24銭」に、「27円71銭」を「28円50銭」に、「41円57銭」を「42円75銭」に、「43,000円」を「44,000円」に、「137円」を「140円」に、「4,680円」を「4,810円」に改め、同表野積場の項中「2円27銭」を「2円33銭」に、「1円13銭」を「1円16銭」に、「3円17銭」を「3円26銭」に、「1円58銭」を「1円62銭」に、「4円10銭」を「4円21銭」に、「2円4銭」を「2円9銭」に改め、同表船舶給水施設の項中「535円」を「550円」に、「781円」を「803円」に、「686円」を「706円」に、「996円」を「1,024円」に改め、同表廃油処理施設の項中「2,030円」を「2,100円」に改め、同表廃棄物選別施設の項中「136円」を「139円」に改め、同号口酒田北港緑地の項の表中「2,340円」を「2,400円」に、「1,170円」を「1,200円」に、「580円」を「590円」に改め、同号ハ第1酒田プレジャーボートスポットの項の表及びニ第2酒田プレジャーボートスポットの項の表中「130円」を「133円」に、「632円」を「650円」に改め、同号ホ加茂港緑地の項の表中「800円」を「820円」に改め、同号へ鼠ヶ関マリーナの項の表^{棧橋}_{浮棧橋}の項中「630円」を「640円」に、「780円」を

「800円」に、「890円」を「910円」に、「1,020円」を「1,040円」に、「680円」を「690円」に、「830円」を「850円」に、「940円」を「960円」に、「1,090円」を「1,120円」に、「370円」を「380円」に、「1,000円」を「1,020円」に、「1,180円」を「1,210円」に、「1,350円」を「1,380円」に、「430円」を「440円」に改め、同表船舶保管施設の項中「1,250円」を「1,280円」に、「6,300円」を「6,480円」に、「2,360円」を「2,420円」に、「11,880円」を「12,210円」に、「2,840円」を「2,920円」に、「14,240円」を「14,640円」に、「3,320円」を「3,410円」に、「16,620円」を「17,090円」に、「3,790円」を「3,890円」に、「18,990円」を「19,530円」に、「1,180円」を「1,210円」に、「5,930円」を「6,090円」に、「12,350円」を「12,700円」に、「3,080円」を「3,160円」に、「14,840円」を「15,260円」に、「3,550円」を「3,650円」に、「17,340円」を「17,830円」に、「4,030円」を「4,140円」に、「19,830円」を「20,390円」に、「1,300円」を「1,330円」に、「6,170円」を「6,340円」に、「2,990円」を「3,070円」に、「15,000円」を「15,420円」に、「3,690円」を「3,790円」に、「18,010円」を「18,520円」に、「4,270円」を「4,390円」に、「21,020円」を「21,620円」に、「4,840円」を「4,970円」に、「24,010円」を「24,690円」に、「1,490円」を「1,530円」に、「7,500円」を「7,710円」に改め、同表船揚場の項中「590円」を「600円」に、「890円」を「910円」に、「1,060円」を「1,090円」に、「1,280円」を「1,310円」に改め、同表港湾管理事務所の項中「350円」を「360円」に、

「1時間までごとに1,100円」に、

1時間までごとに 1,100円	照明設備を使用する場合は、1時間までごとに1,100円を加算する。
--------------------	-----------------------------------

を

1時間までごとに 1,130円	照明設備を使用する場合は、1時間までごとに1,200円を加算する。
--------------------	-----------------------------------

に

改め、同別表第2号の表港湾施設の項中「5,430円」を「5,580円」に改める。

附 則

- この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正後の別表の規定は、平成26年4月1日以後において承認された港湾施設の使用に係る使用料について適用し、同日前に承認された港湾施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。